部活動参加にあたってのガイドライン(15訂版)

<u>千葉県通知「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について(9月29日)」および「緊急事態宣言解除後の県立学校の部活動の扱いについて(9月29日)」</u>に基づいて、新型コロナウイルス感染症に関する本校のガイドラインを以下のように改定します。なお、<u>14訂版</u>からの変更・追加を実線部分とします。その他の重要事項は波線部分とします。

I. 具体的方法は

- 1. 全般的注意事項
 - ・部員は朝、自宅にて検温をする。咳・発熱など体調不良又はその疑いのある場合は参加しない。
 - ・練習開始および終了後に手洗いや手指消毒を徹底する。
 - ・運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数が高い日は、熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、充分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。
 - ・部員同士でタオル、飲み物などを共有しない。
 - ・個人で所有する競技道具等を他部員は使用しない。
 - ・身体接触や感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して行う。
 - ・部活動の前後は友人と会食等の寄り道はしない。
 - ・体調がすぐれない生徒、**家族に体調不良の者がいる生徒**は活動に参加させないなど、顧問も生徒 も体調が万全な状態で活動を行う。
- 2. 練習場所及び部室
 - ・一か所に部員が集まらないように配慮する。
 - ・大声での応援をしない。
 - ・室内競技の部活動は窓を2か所以上開けて換気をする。
 - ・部室や女子更衣室では入室数を制限し換気を行う。更衣などマスクを外しているときには、会話をしない。
- 3. 活動日及び練習時間
 - <2 学期中間試験まで>
 - ・部活動は実施可能。休日及び家庭学習日は昼食を挟まず3時間以内とする。
 - ・練習再開時には、体への過負担にならないように練習時間と練習内容に配慮する。
 - <2 学期中間試験以降>
 - <u>・部活動は実施可能。休日は終日練習を認める。ただし、昼食を挟む場合は感染防止対策を徹底する。</u> (お互い十分な距離を取る、正面を向いて輪にならない、黙食など)
 - ・中間試験後の朝練習は可能とする。
 - ・完全下校時間は19:00とする。
- 4. 部活動参加時の健康状態の報告
 - ・参加時に健康観察(発熱及び何らかの症状の有無)を行い、健康観察表(部活動作成)に記入する。

5. 大会参加について

<2 学期中間試験まで>

・県内の公式大会への参加は認める。

<2 学期中間試験以降>

- ・県内及び県外大会への参加を認める。大会参加の必要性を十分に検討し、大会を精選して参加する。
- ・大会時など食事を摂る場合には、会話を控え(黙食)、同じ方向を向くなど、感染防止対策を確実に行う。
- ・遠方で大会が行われるなど宿泊が必要な場合は、感染対策が十分に取られている宿泊施設を利用 する。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
- ・大会等への参加を認める要件

陽性者及び濃厚接触者でない①又は②に該当する生徒については、PCR 検査で陰性が確認された場合、学校長及び大会主催者の判断により参加を認められることがある。

- ①臨時休業している学校、学年又は学級に所属する生徒
- ②陽性者又は濃厚接触者がいるために、活動を停止している部活動に所属する生徒

6. 練習試合等について

<2 学期中間試験まで>

- ・練習試合、合同練習は行わない。
- ・ただし、参加する県内大会の2週間前からは、県内のみ練習試合を認めるが、県外チームとの交流及び宿泊を伴う遠征は行わない。また、相手校の数や参加する生徒は、必要最小限とする。

<2 学期中間試験以降>

- ・県内及び県外のチームとの練習試合や合同練習を認める。練習試合の必要性を十分に検討し、練習 試合の相手校や回数などを精選する。
- ・演奏会や発表会では、観覧者は<u>生徒、保護者</u>及び学校関係者など必要最小限とするとともに、 観覧者の間隔を確保するなどの感染防止対策を徹底し、実施する。
- ・観覧者の氏名および検温記録を残す。また、観覧者にマスク着用を徹底する。

7. 合宿練習について

- ・学校施設を利用しての校内合宿は行わない。
- ・大会時の宿泊同様に感染防止対策を徹底した上で、<u>県外でも</u>、感染防止対策が十分に取られている校外の宿泊施設に宿泊する場合は可とする。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。

II. 感染者が出た場合は

- 1. 直ちに学校に報告する。
- 2. 一人でも感染者が確認された場合は、その部活は活動を中止する。
- 3. 保健所の聴取に備えて、感染者の行動範囲の記録と濃厚接触者のリストを作成する。

このガイドラインに基づいて、各部活動の特性及び活動状況等に応じた対応を行います。部活動参加に際し、不明な点があれば各顧問にご確認ください。今後も、国・県のガイドラインの変更・更新に沿って本校のガイドラインの情報をアップデートして参ります。ご了解、ご協力のほどお願いします。